

片品村 子ども読書活動推進計画



令和5年3月

片品村教育委員会

1 計画の策定について

(1) 計画策定の目的

「片品村子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書の推進に関する法律」（第9条第2項）や、群馬県教育委員会が策定した「群馬県子ども読書活動推進計画」に基づき、片品村における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すことを目的としています。

(2) 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

2 計画推進のための取組について

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

生涯にわたって子どもが読書習慣を身に付けるには、幼いときからいかに本に親しんだかが重要な要素となります。それには、子どもの保護者や周りの大人が、読書の意義や重要性を理解し、子どもの読書への働きかけをすることが必要です。特に、自発的に本を手にとることのできない乳幼児期には、保護者が子どもに語りかけたり、絵本を読み聞かせたりするなど、子どもと共に本に親しむことが大切です。

児童館、読み聞かせボランティア等の関係機関においても、子どもの読書に関する理解を深め、子どもが本と親しむ機会を提供し、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たすことが期待されます。

＜尾瀬じどうかん内図書室における具体的な取組＞

- ① 児童の成長段階に配慮した蔵書を充実させ、来館児童・生徒への適切な読書指導を行います。
- ② 子どもたちへ薦めたい図書の展示コーナーの充実を図ります。
- ③ 図書資料の整備等を通して、図書の貸し出しの増加や支援を図ります。
- ④ 村内の保育所・小学校で、組織的活動を行っている読み聞かせグループへの協力・支援を行います。

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

保育所は、乳幼児にとって初めての集団生活をするとおりであり、みんなで絵本や物語を見たり聞いたりする楽しさを経験する場でもあります。保育士が年齢に応じた絵本や物語等を読み聞かせることを通して、読書の喜びを共有する機会となり、喜びや悲しみ、不思議さなどさまざまな感情に触れながら豊かな心が育まれていきます。このように、幼い頃に絵本と出会う楽しさや喜びを知ることが、読書習慣の基礎を身に付けることにつながります。

学校における読書活動では、文字が読めるようになって自分で読む楽しみを覚え、興味にあった読書の幅を広げていくことができます。また、学ぶための読書が始まり、図書室の使い方や情報の調べ方についての基礎を学ぶ時期でもあります。学校図書館の活用により、子どもたちの主体的な学習活動や読書活動の充実が期待されます。さらに、保育所や小・中学校の各段階において、年齢に応じた読書を保育士・教員（学校図書館司書）が支援することは、乳幼児・児童・生徒が日常において自主的な読書習慣を形成することにつながります。

＜学校等における具体的な取組＞

- ① 地域の特色を生かし、地域と学校が連携して取り組みます。
- ② 読書活動を支援する学校の体制づくり、読書指導の充実に努めます。
- ③ 学校図書館の蔵書をはじめとする各種図書や環境の整備・充実に努めます。

（３）読書活動に関する広報および啓発

子どもが自主的に読書を行うためには、子どもを取り巻く保護者や教員をはじめとするPTA、尾瀬じどうかん内図書室職員、保育士等が、それぞれの立場から読書活動に理解と関心をもって子どもに接することが大切です。読書活動の意義や重要性について理解と関心を深められるよう、広報誌に尾瀬じどうかん内図書室の情報掲載や優良な図書の紹介等、啓発・広報活動を推進します。

＜尾瀬じどうかん内図書室における具体的な取組＞

- ① 「広報かたしな」等による広報・啓発を行います。
- ② ホームページ等を活用して広報・啓発を推進します。

（４）関係機関との連携・協力

子どもの読書活動を総合的に推進するためには、家庭や地域、学校が相互に連携し、それぞれの立場から協力できる支援体制の整備に努める必要があります。そのために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、県立図書館との相互貸借を行うとともに、関係機関との連絡、連携・協力により子どもの読書活動推進に努めます。

＜学校、尾瀬じどうかん内図書室における具体的な取組＞

- ① 学校、尾瀬じどうかん内図書室は連携・協力して子どもに必要な図書を提供します。
- ② 学校、尾瀬じどうかん内図書室はボランティア等の民間団体との連携を強化します。
- ③ 県立図書館の一括貸し出しや県内図書館との相互貸借の活用により、幅広い図書提供をします。

数値目標

指 標 名	現 状	目 標
「読書が好きだ」と回答した児童・生徒の割合 (小学生・中学生) ※R3「学校アンケート調査」による	88.0% (小学6年) 76.2% (中学3年)	90.0% (小学生) 85.0% (中学生)
図書室の年間利用者数(児童生徒延人数) ※参考R3児童・生徒数 224名 R9児童・生徒数 155名	2073名 (R3年度)	2000名 (R9年度)

「子ども読書活動の推進に関する法律」

(平成13年12月12日法律第154号) (抜粋)

(目的) 第1条

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念) 第2条

子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(地方公共団体の責務) 第4条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化) 第7条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。